

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年1月6日

長崎地方法務局五島支局 登記官 森川 崇弘

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
3106-2023-0051	五島市玉之浦町幾久山字家ノ向1814 番1
3106-2023-0052	五島市玉之浦町幾久山字家ノ向1814 番2
3106-2023-0053	五島市玉之浦町幾久山字家ノ向1814 番3